

中国個人所得法実施条例及び関連する政策法規の確定

February 2019



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2019 年 1 月時点で、世界 89 ヶ国に業務を展開し、23,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

先月、中国当局は、個人所得税（「IIT」）に関する新たな規則および規制を詳述したさまざまな通知を発行しました。最終版の実施条例（以下「実施条例」）及び政策法規は 2018 年 8 月に全国人民代表大会にて可決された新個人所得税法を執行することを目的としています。

-2018 年 12 月 13 日、国務院は「個人所得税特別追加控除暫定弁法」（国発[2018]41 号）を発布しました。

-2018 年 12 月 18 日、国務院は、2019 年 1 月 1 日より発効する実施条例を発布しました。

-2018 年 12 月 21 日、国家税務総局は公告 2018 年第 60 号、個人所得税特別追加控除操作弁法（試行）を発布しました。

-2018 年 12 月 27 日、国家税務総局及び財政局は共同で新税制優遇政策に関する通知（財税[2018]第 164）を発布しました。

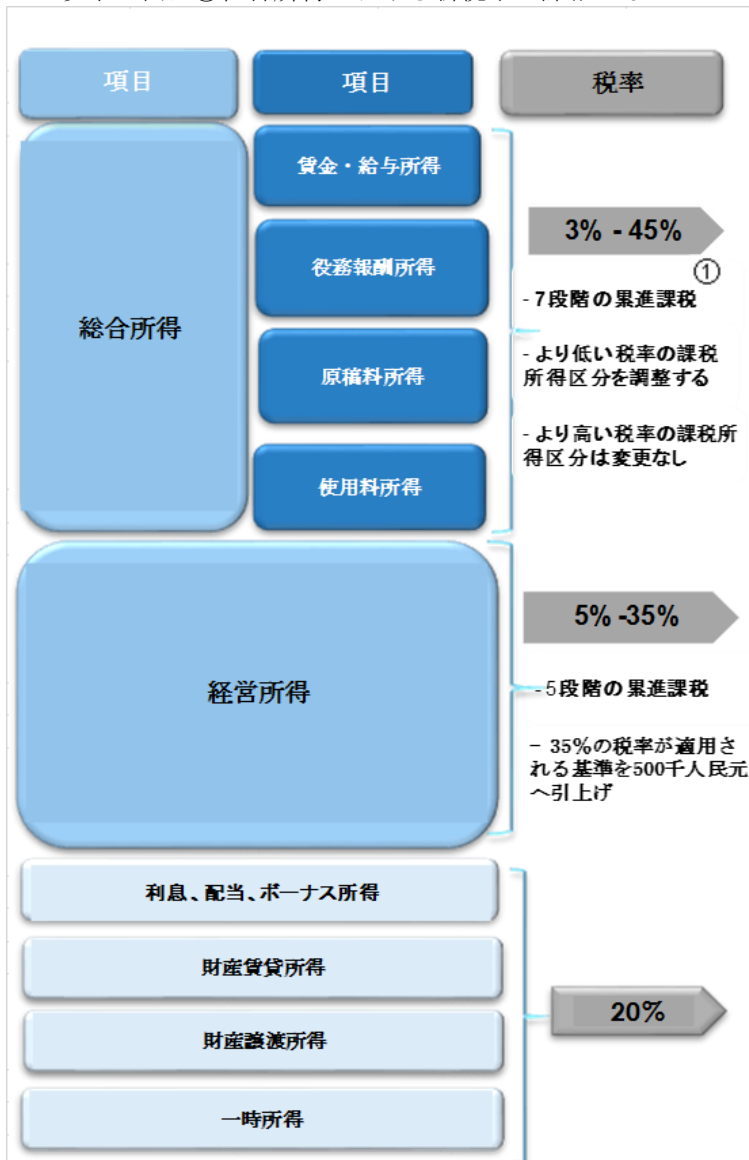
我々は主な改正及び個人への影響について、以下の通りまとめています。

個人所得税法改正の主要点

新課税所得項目

新個人所得税法は特定の課税所得項目である、賃金給与所得、役務報酬所得、原稿報酬所得、使用料所得をまとめて総合所得へ統合しています。

以下の表は①総合所得における新税率の詳細となっています。月次の税率は参考となります。



新個人所得税率	
課税所得（年）	税率
1 36,000元以下	3%
2 36,000元超14,400元以下部分	10%
3 144,000元超300,000元以下部分	20%
4 300,000元超420,000元以下部分	25%
5 420,000元超660,000元以下部分	30%
6 660,000元超960,000元以下部分	35%
7 960,000元超	45%
課税所得（月）	税率
1 3,000元以下	3%
2 3,000元超12,000元以下部分	10%
3 12,000元超25,000元以下部分	20%
4 25,000元超35,000元以下部分	25%
5 35,000元超55,000元以下部分	30%
6 55,000元超80,000元以下部分	35%
7 80,000元超	45%

課税所得の基礎は個人社会保険、追加控除項目（次のページを参照）、及び基礎控除額 5,000 人民元を控除した後の正味給与となっています。

新条例に基づくと、賃金給与を受取る税務上の居住者は月次ごとに累計ベースで個人所得税を源泉徴収されます。年度終了後に個人所得税の過払いが判明した場合には、税金還付を申請します。

特別追加控除

個人所得税法改正の要点の一つに 6 つの特別追加控除項目があります。詳細は以下の表になります。

単位：RMB

控除項目	年間	月間	基準
子女教育費 (子女毎)	12,000 *	1,000	子供を持つ親（3 歳から高等教育まで）が対象
継続教育	4,800* (1)	400	学歴（学位）継続教育
	3,600	N/A	職業資格取得継続教育
高額医療費	発生した医療費 15,000 超 80,000 まで (2)	N/A	証憑原本を有し納税者が負担するもの 納税者自身、その配偶者及びその未成年子 息に発生した費用
住宅家賃	18,000	1,500	直轄市、省都、計画単列市及び国务院の確 定するその他都市
	13,200	1,100	市管轄区人口 100 万人を超える都市
	9,600	800	市管轄区人口 100 万人を超えない都市
住宅借入金利息	12,000 * (3)	1000	商業銀行または住宅公積金個人住宅ローン による自己所有の単一不動産
高齢者扶養	24,000	2000	扶養する子息により配分

一課税年度内の控除可能額

- (1) 学歴継続教育は中国国内に限ります。プログラムの期間は 48 ヶ月月間を超えてはならず、大学院以下の教育である場合、両親により控除の申請が可能です。
- (2) 控除は、納税者本人、その配偶者及びその未成年子息の為に申請することができます。
- (3) 最大控除期間は 240 ヶ月となります。

外国籍人員への優遇政策の改正

ボーナス、13ヶ月目給料と呼ばれるものにおける所得税の優遇計算は2022年1月1日で終了します。

個人所得税法の改正前の賞与支払いに対する個人所得税は、通常の毎月の給与から分けて計算されるため、個人は優遇された計算方法を利用できます。この規定は2021年12月まで存続する予定です。2022年1月1日以降は、この賞与は年次給与の個人所得税計算と合算されます。

上場企業より付与されるストックオプションにおける個人所得税計算の変更

2019年1月1日から2021年12月31日までは、総合所得にて使用される7段階の累進課税を使用し、それ単独で計算されます。2022年1月1日以降については現状明らかになっておりません。

外国籍人員への優遇政策

6年ルール

新個人所得税法において、住所を有さず、通常中国非居住者と見なされる個人は、関連する課税年度中に、183日以上中国に滞在した場合、関連する課税年度において税務上中国の居住者と見なされます。そして、その個人は、その課税年度における、全世界所得が中国個人所得税の対象となります。

実施条例において、中国において住所は有していないものの、183日基準において税務上中国の居住者と見なされる個人については、“みなし居住者”である年が連続6年に満たない、及びその6年の間に、単一期間において30日以上中国国外に滞在する限り、全世界所得について個人所得税の課税対象にはなりません。中国国外所得の免税適用を受けるためには、個人は、関連する税務当局へ届け出をする必要があります。6年期間は個人が単一期間において中国国外に30日以上滞在した年から開始されます。例として、当該個人は連続6年中国滞在となる前後に、30日以上海外滞在をした場合、当該個人は過去5年以内に6年期間において免税優遇を享受するとともに、その後5年以内においても6年期間において免税優遇を享受することになります。

これは、2018年10月に発布された従前の実施条例の公開草案における5年間の免除から1年間延長されたものです。これは、駐在員が中国で働くことを奨励する方策となります。

実施条例は“居住者”を中国に住所を有し、中国において家族関係及び経済的関係を有し、これらの関係の為に中国に居住するものと定義しています。

さらに、実施条例においては、特定の課税年度において中国居住者で無い個人について、当該個人の中国での滞在が総計90日以内である場合、当該個人の報酬が海外の雇用主によって支払われ、その報酬が中国の事業体又は海外雇用主の恒久的施設に請求されない場合、その報酬は中国個人所得税の対象にはなりません。

 納税  免税	中国国内収入		中国国外収入	
	中国企業により負担される収入	国外企業により負担される収入	中国企業により負担される収入	国外企業により負担される収入
90 日未満/183 日				
連続 6 年以内/6 年未満、毎年 183 日を超えるもしくは連続 6 年以上、海外滞在が一期間で 30 日を超える				
連続 6 年及び 6 年以上、毎年 183 日、海外滞在が一期間で 30 日を超えない				

税務ステータスの申告義務

上記の状況に基づいて、個人所得税の計算を税務局のシステム上で考慮する為に、外国籍人員は銀行又は納税人を通じてその個人所得税ステータスを税務局に対して申告する必要があります。

外国籍人員向け控除の廃止

実施条例において、2019 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月まで、外国籍人員は以下の従来の追加控除を享受するもしくは特別追加控除を選択できるとしています(どちらか一方)。

- 住宅手当
- 子女教育費
- 語学訓練費
- ホームリース費用
- 食費及びクリーニング費用
- 引っ越し費用

2022 年 1 月 1 日以降は上記の控除項目は廃止となります。外国籍人員は中国籍人員に適用される特別追加控除の規定に従うことになります。

反租税回避規定

新個人所得税法では、次のような状況下で、租税回避を防止するために、税務当局に対して税務調整を行う権限を与える、反租税回避規定が導入されました。

- 移転価格 - 個人納税者と関連当事者間の取引が独立取引の原則に則していない。
- 利益が個人納税者と、合理的かつ商業的理由なしに税率の低い地区に設置された、オフショア企業との間で適切に配分されておらず、法人が居住者個人によって管理されるもしくは居住企業によって共同で管理される。
- 合理的な商業上の理由なしに、取り決めを通して得られた不適切な税務上の利益がある。

実施条例草案において、独立間の原則、関連当事者、商業上の理由、支配、および低税率に関する定義は、企業の反租税回避規定と概ね一致しています。関連者間取引に関連して、関連者の定義に、夫と妻、近親者、兄弟姉妹、及び個人によって扶養しているものを含む定義が追加されていました。

最終的な実施条例においては、上述の詳細な説明については削除されました。しかしながら、強調されるべき点は、反租税回避規定の個人に対する適用は、現在の規定の一部であることです。この点に関しては今後のさらなる通知があるものと考えられます。

税務当局スマホアプリ

税務当局は納税者の情報収集の為、スマホアプリをリリースしました。個人が特別追加控除の対象となる場合、ウェブサイト及びアプリを通してその真正の情報を申告することができ、適時その情報を更新することができます。

スマホアプリは、以下の写真の通り、ダウンロードすることができます。



情報の収集は、アプリケーションを通じて、または会社の人事部門によって行うことができます。

MAZARS 見解

新個人所得税法及び実施条例は、これまでに個人に対する、反租税回避措置のひとつである関節譲渡規定による事案は少ないものの、個人に関連した反租税回避規定の使用も強制しています。

強化された部門間の情報共有及び共通報告基準（CRS）の下での金融資産の自動交換を通じて集められた情報に関連して、中国においてより厳格な規則及びより強化された納税義務の執行が行われることが明らかになりつつあります。例えば、最近注目を集めた、有名な中国人女優が 2 つの契約を使用し税金を回避するケース（いわゆる「陰陽」契約）が、納税義務の遵守を強制するという税務当局の決意を示しています。実施条例、通達 41 号及び 60 号においては新個人所得税法に関して有用な手引きを提供しています。納税者においては、税務上のアレンジメントを確認し、コンプライアンス遵守義務を確認することが必要です。企業においては新税法の実施条例、源泉徴収の要件を理解し、人員管理目的に沿った方針を考案する必要があります。

MAZARS のサービス

- 情報を収集し、給与を管理するのに役立つ、人事部門専用の給与システムツールを提供します。
- 会社及び個人において、長期的及び短期的な観点から、これらの変更がもたらす可能性のある影響を評価します。
- 会社及び個人において、これらの変更から生じるコンプライアンス遵守義務についてサポートします。



CONTACT

Mazars

Japan Desk

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa
パートナー Partner
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn